

○鹿児島市水道局広告取扱規程施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市水道局広告取扱規程（平成26年水道局規程第13号。以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

(広告媒体等及び広告掲載料)

第2条 規程第2条の管理者が定める広告媒体等及び広告掲載料は、次のとおりとする。

広告媒体等	広告掲載料	
	第1種	第2種
「使用水量等のお知らせ」の裏面	1期につき544,000円に100分の110を乗じて得た額	1期につき680,000円に100分の110を乗じて得た額
水道局ホームページバナー広告欄	1月1枠につき4,000円に100分の110を乗じて得た額	1月1枠につき5,000円に100分の110を乗じて得た額

備考

- 「使用水量等のお知らせ」の裏面については、水道局自らが同裏面を使用しようとする場合又は市若しくは市が出資している法人が公共のために同裏面を使用しようとする場合は、広告掲載等の募集は行わないものとし、既に募集中のものについては募集を取り止めるものとする。
- 「第1種」とは広告取扱者が第三者である広告主等のために申し込む場合又は市が出資している法人が広告主等として申し込む場合を、「第2種」とはそれ以外の申込みの場合をいう。
- 「1期」とは1月1日から6月30日までの期間又は7月1日から12月31日までの期間をいう。
- 1期又は1月に満たない期間は、それぞれ1期又は1月とみなす。
- 「使用水量等のお知らせ」の裏面の規格については、刷色は4色刷以内とし、広告掲載可能分は縦198ミリメートル、横65ミリメートル以内とする。
- 水道局ホームページにおけるバナー広告欄の規格については、市のホームページの例による。

(広告掲載等の内容の範囲及び基準等)

第3条 規程第3条の管理者が定める広告掲載等の内容の範囲及び基準は、水道局のライフライン事業者としての品位及び企業イメージを保持することができると思われる範囲及び基

準以内のものとする。

- 2 規程第3条及び第7条の「市長事務部局等の例による」とは、鹿児島市広告掲載等指針（平成18年9月1日制定）及び鹿児島市広告掲載等基準（平成18年9月1日制定）を準用し、同指針等が局長等に委任している部分については、原則、鹿児島市交通局広告取扱規程（平成19年交通局規程第13号）を準用することをいう。

（広告審査会）

第4条 規程第6条第5項に規定する審査会の運営については、次項から第7項までに定めるところによる。

- 2 審査会は、水道局において広告掲載等を実施するに当たり、次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 広告内容に関すること
 - (2) その他広告掲載等に関し管理者が必要と認める事項
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、審査会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 会議は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（広告掲載等に係る契約の内容及び手続）

第5条 規程第7条の管理者が定める広告掲載等に係る契約の内容及び手続については、次項から第6項までに定めるところによる。

- 2 広告掲載等に係る広告取扱者又は広告主等の選定については、審査会の審査の結果によるものとする。
- 3 審査会は、広告掲載等の申込みがあった場合は、広告掲載等の実施に支障がない範囲で審査を開始するものとする。
- 4 広告掲載等に係る申込書は、広告掲載等申込兼継続申込書（様式第1）とし、広告媒体等を「使用水量等のお知らせ」の裏面とする広告掲載等に係る申込みについては、広告掲載希望期間の始期の少なくとも3月前までに提出するものとする。
- 5 管理者は、広告掲載等に係る申込みのあった広告掲載等を承認したときは広告掲載等承認書（様式第2）により、不承認としたときは広告掲載等不承認書（様式第3）により当該申込者に通知するものとする。
- 6 前項の広告掲載等承認書で通知を受けた申込者は、当該通知の日から5日以内に、契約書及び契約に必要な書類を提出するものとする。

- 7 契約に属する広告掲載料の納入については、あらかじめ納入期限を指定し、水道局の発行する納入通知書等により指定された日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日であるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日でない日）までに納入しなければならない。

付 則（抄）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和元年5月17日から施行する。
- 2 令和元年9月30日までの期間の広告掲載に関する、改正後の第2条の表の規定の適用については、同表中「100分の110」とあるのは「100分の108」とする。

付 則

- 1 この要領は、令和元年10月16日から施行する。

様式第1(第5条関係)

広告掲載等申込兼継続申込書

年 月 日

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

申込者
住所
氏名 印
電話番号

次のとおり広告を掲載したいので、申し込みます。

広告主	名称： 所在： 代表者： 業種・主な業務：
広告掲載等の件名及び内容	件名： 内容：
広告掲載等の媒体	※バナー広告の場合はリンク先のホームページアドレスを記載 http:// https://
広告掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)
広告原稿	別紙のとおり
その他	・申込みに当たっては、法令はもとより、鹿児島市水道局広告取扱規程その他関係例規及び貴殿の指示を遵守します。 ・広告掲載等の内容の範囲及び基準並びに広告主としての要件につきましては、鹿児島市水道局広告取扱規程及び同規程施行要領の規定により準用する鹿児島市広告掲載等指針第3条、鹿児島市広告掲載等基準第3条及び第4条の規定が求める要件を満たしていることを誓います。

添付書類

- 1 広告原稿
- 2 広告主の市税等滞納有無調査承諾書(別紙)
- 3 ホームページのバナー広告の場合は、バナー画像及びリンク先のトップページを印刷したもの(カラー印刷)

(様式第1別紙)

市税等滞納有無調査承諾書

年 月 日

鹿児島市長 森 博 幸 殿

住所（所在地）

広告主 商号又は名称

代表者職氏名

印

水道局の広告の掲載に必要な資格の確認のため、広告主の鹿児島市税並びに水道料金及び下水道使用料の滞納の有無について調査されることを承諾します。

第 号
年 月 日

様

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者

広 告 掲 載 等 承 認 書

このことについて、次のとおり、広告掲載等を承認します。つきましては、鹿児島市水道局
広告取扱規程施行要領第5条第5項に定めるところにより契約手続をお願いします。

広 告 主	名称： 所在： 代表者： 業種・主な業務：
広告掲載等の件名 及び内容	件名： 内容：
広告掲載等の媒体	※バナー広告の場合はリンク先のホームページアドレスを記載 http:// https://
広告掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)
広 告 原 稿	別紙のとおり
広 告 掲 載 料	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
契 約 保 証 金	円
そ の 他	・ 広告掲載については、関係法令はもとより、鹿児島市水道局広告取扱規程その他関係例規及び水道局の指示並びに申込みの際誓約された事項を遵守すること。 ・ バナー広告欄の掲出位置及び順序については、管理者が定める位置及び順序とする。

第 号
年 月 日

様

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者

広 告 掲 載 等 不 承 認 書

年 月 日付けで申込みのあった下記の広告掲載等については、下記の理由により不承認とします。

記

広 告 主	名称： 所在：
広告掲載等の件名	件名：
不承認の理由	